

Ⅲ 農業経営に関する各種支援

1 農地の貸借に係る助成

札幌市農地流動化奨励金制度		農政課 Tel. 211-2406
札幌市では、農振農用地区域内の農地の円滑な流動化を促進するため、利用権設定により農地を貸借した際に奨励金を交付する「札幌市農地流動化奨励金制度」を実施しています。		
対 象 農 地	札幌市内の農振農用地区域内で過去に農地流動化奨励金等の交付対象となっていない農地	
貸借の権利の種類	利用権設定による賃借権 (農地中間管理機構への貸付を除く)	
賃 貸 借 期 間	6年以上	
貸し手の要件	農地所有者(農家・非農家、札幌市民か否かは問いません。)	
借り手の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・認定農業者、札幌市中核農家、認定新規就農者等 ・本市に住所がある方 	
交 付 額 (10a当たりの基準額) ※貸し手・借り手双方に 交付	普通畑	20,000円
	牧草畑	5,000円
注 意 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・対象農地は、過去に農地流動化奨励金の対象となっていない農地です。 ・賃借料に賃借年数をかけた額が上記基準額に満たない場合は、賃借料に賃借年数をかけた額を基準額とします。 ・奨励金は利用権を設定後、随時、交付対象者に対して市から通知し、交付申請していただきます。(予算の範囲内での交付となります。) ・奨励金交付後に利用権設定を解約した場合、奨励金は全額返金になります。(農地中間管理機構への貸付を目的にした解約の場合等、返還が不要になる場合もあります) 	

2 新規就農者に対する助成

新規就農者育成総合対策（経営発展支援事業）		農政課 Tel. 211-2406
<p>次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農後の経営発展のために必要な機械・施設等の導入等の取組を支援します。</p>		
交付対象者の要件	<p>(1) 独立・自営就農時の年齢が原則50歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること。</p> <p>(2) 当該年度中に、次に掲げる要件を満たす独立・自営就農をする者であること。</p> <p>ア 農地の所有権または利用権を交付対象者が有していること。</p> <p>イ 主要な農業機械・施設を交付対象者が所有し、又は借りていること。</p> <p>ウ 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること。</p> <p>エ 交付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。</p> <p>オ 交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること。</p> <p>(3) 青年等就農計画の認定を受けた者（認定新規就農者）であること。</p> <p>(4) 経営の全部又は一部を継承する場合は、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承して農業経営を開始する者であり、継承する農業経営の現状の所得、売上もしくは付加価値額を10%以上増加させる、または生産コストを10%以上減少させる経営発展支援事業計画等であると認められること。</p> <p>(5) 札幌市の「人・農地プラン」に中心となる経営体として位置づけられ、もしくは位置づけられることが確実と見込まれること、又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること。</p> <p>(6) 機械・施設の取得費用等について、交付対象者本人が金融機関から融資を受けること。</p> <p>※ 上記の他にもいくつか要件があります。詳細はお問い合わせください。</p>	
助成対象	<p>(1) 助成の対象となる事業内容は、次に掲げる取組であって交付対象者が自らの経営においてそれらを使用するものであること。</p> <p>ア 機械・施設等の取得、改良又はリース</p> <p>※ 事業費が整備等内容ごとに50万円以上であること等、他にもいくつか要件があります。詳細はお問い合わせください。</p> <p>イ 家畜の導入</p> <p>ウ 果樹・茶の新植・改植</p> <p>エ 農地等の造成、改良又は復旧</p> <p>(2) 本事業以外の国の助成事業の対象として整備するものではないこと。（融資に関する利子の助成措置を除く。）</p>	
助成額	<p>補助対象事業費（上限額は500万円）の3/4を超えない範囲とする。</p> <p>※ 夫婦で農業経営を開始する場合や複数の青年就農者が農業法人を設立する場合について、別の規定を設けています。詳細はお問い合わせください。</p>	

新規就農者育成総合対策（経営開始資金）

農政課 Tel. 211-2406

次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農直後の経営確立に資する資金を交付します。

<p>交付対象者の要件</p>	<p>(1) 独立・自営就農時の年齢が原則50歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること。 (2) 次に掲げる要件を満たす独立・自営就農であること。 ア 農地の所有権または利用権を交付対象者が有していること。 イ 主要な農業機械・施設を交付対象者が所有し、又は借りていること。 ウ 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること。 エ 交付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。 オ 交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること。 (3) 青年等就農計画の認定を受けた者（認定新規就農者）であること。 (4) 経営の全部又は一部を継承する場合は、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承して農業経営を開始し、かつ交付期間中に新規作目の導入、経営の多角化等経営発展に向けた取組を行い、新規参入者と同等の経営リスクを負って経営を開始する青年等就農計画等であると認められること。 (5) 札幌市の「人・農地プラン」に中心となる経営体として位置づけられ、もしくは位置づけられることが確実と見込まれること、又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること。 (6) 平成31年4月以降に農業経営を開始した者であること。 ※ 上記の他にもいくつか要件があります。詳細はお問い合わせください。</p>
<p>交付金額及び交付期間</p>	<p>12.5万円/月（150万円/年）を最長3年間 ※ 夫婦で農業経営を開始する場合や複数の青年就農者が農業法人を設立し共同経営する場合については、別の規定があります。詳細はお問い合わせください。</p>

札幌市新規就農支援事業

農政課 Tel. 211-2406

（P31 参照）

収入減少影響緩和交付金		農政課 Tel. 211-2406
<p>農家抛出を伴う経営に着目したセーフティネットであり、米・麦・大豆・てん菜・でん粉原料用ばれいしょの農業収入全体の減少による影響を緩和するための制度です。</p>		
交付対象者	認定農業者、集落営農及び認定新規就農者	
内 容	<p>農業者の米、麦、大豆等の当年産の販売収入の合計（当年産収入額）が、過去の平均収入（標準的収入額）を下回った場合に、その差額の9割を補填。</p>	

農業経営基盤強化準備金制度		農政課 Tel. 211-2406
<p>経営所得安定対策等の交付金を活用して、計画的に農業経営の基盤強化（農用地、農業用の建物・機械等の取得）を図る取り組みを支援する制度です。</p>		
対象交付金	経営所得安定対策交付金等	
内 容	<p>○ 認定農業者・認定新規就農者が、経営所得安定対策等の交付金（畑作物の直接支払い交付金、米・畑作物の収入減少影響緩和交付金、水田活用の直接支払交付金）を、農業経営改善計画などに従い農業経営基盤強化準備金として積み立てた場合、この積立額を個人は必要経費に、法人は損金に算入可能。</p> <p>○ また、農業経営改善計画などに従い、積み立てた準備金を取り崩したり、受領した交付金をそのまま用いて農用地、農業用の建物・機械等の固定資産を取得したりした場合、圧縮記帳可能。</p>	

4 日本型直接支払

多面的機能支払（農地維持支払）		農政課 Tel. 211-2406
交付対象者 （活動組織）	農業者のみで構成される活動組織又は農業者及びその他の者（地域住民、団体など）で構成される活動組織等	
対 象 活 動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域資源の基礎的保全活動 ・ 地域資源の適切な保全管理のための推進活動 	
交 付 単 価	○田：2,300円/10a ○畑：1,000円/10a ○草地：130円/10a	
対 象 農 地	<p>農振農用地区域内の農用地 地方公共団体が多面的機能の維持の観点から必要と認める農用地</p>	

多面的機能支払（資源向上支払）		農政課 Tel. 211-2406
交付対象者 (活動組織)	地域住民を含む活動組織	
対象活動	①地域資源の質的向上を図る共同活動 ②施設の長寿命化のための活動	
交付単価	①田：1,920円/10a 畑：480円/10a 草地：120円/10a ②田：3,400円/10a 畑：600円/10a 草地：400円/10a ※ ①は農地維持支払と併せて取り組むことが基本 ※ 農地維持支払と併せて①、②に取り組む場合は、①の単価は0.75を乗じた額に減額。	
対象農地	農振農用地区域内の農用地	

環境保全型農業直接支払		農業支援センター Tel. 787-2220
交付対象者 (活動組織)	複数の農業者により構成される任意組織	
対象活動	化学肥料、化学合成農薬を都道府県の慣行レベルから原則5割以上低減する取組と合わせて行うカバークロープ（緑肥）の作付けや堆肥の施用及び有機農業	
交付単価 (全国共通取組)	○カバークロープ（緑肥）の作付け 6,000円/10a ○リビングマルチ 5,400円/10a ○堆肥の施用 4,400円/10a ○有機農業 12,000円/10a（そば等雑穀・飼料作物 3,000円/10a） ○草生栽培 5,000円/10a ○不耕起播種 3,000円/10a ○長期中干し 800円/10a ○秋耕 800円/10a ※全国の申請額が国の予算額を上回る場合、単価の調整が行われま す。	
対象農地	農業振興地域内の農地、生産緑地地区内の農地	

5 施設・設備等の整備に対する助成

札幌市新規就農支援事業		農政課 Tel. 211-2406
本市農業の新たな担い手となる新規就農者等の経営の早期安定を図るために必要な機械・施設の整備等の経費に対して助成します。		
対象者	<p>人・農地プランに中心となる経営体として位置づけられているか、位置づけられることが確実と見込まれる者及びそれらの者で組織する団体で次の各号のいずれかに該当する者</p> <p>ア 新たに独立・自営により経営を開始してから5年以内の者（三親等以内の親族から経営を継承する場合を除く）</p> <p>イ 農業に従事してから5年以内の者が役員の過半を占める法人</p> <p>ウ ア、イの者が2名以上含む農業者で組織する団体であり、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体</p>	
対象事業	<p>1) 農畜産物の生産、加工、流通、販売に関する農業経営の開始若しくは改善に必要な機械又は施設、資材等の取得等</p> <p>2) 農地等の改良、造成等</p>	
要件	<p>1) 単年度で完了する事業であること。</p> <p>2) 補助対象事業費は、原則として50万円未満であること。</p> <p>3) 事業の対象となる機械又は施設等は、耐用年数がおおむね5年以上であること。</p> <p>4) 原則として、農業経営の用途以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものではないこと。</p> <p>5) 用地の購入や賃貸に要する費用、既存施設等の解体費用、消耗的な資材、工事を実施中又は既に完成した施設等でないこと。</p>	
実施要件	<p>1) 導入する機械等における耐用年数を超えて経営を継続すること。</p> <p>2) 実施する事業は、人・農地プランを作成した地域内で行われ、原則として、営農地が市内の農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定により指定された農業振興地域をいう。）内であること。</p>	
補助率	事業費の100分の50以内	

札幌市農業経営安定強化事業

農業支援センター Tel. 787-2220

地産地消の推進・環境保全型農業・安全・安心な農畜産物の生産供給に寄与する農業者に対し、機械・施設の導入等を支援・助成し、農業経営の安定化を図ります。

事業主体	<ul style="list-style-type: none"> ・認定農業者・認定新規就農者・中核農家 ・農業協同組合 		
事業費	税抜20万円以上の事業		
補助額の上限	一つの事業実施主体に対する補助金は、市長が認める場合を除き3カ年合計で300万円を限度とする。		
ポイント制	加点方式のポイントを配分し、点数が高い者から採択します。		
事業区分	対象事業	事業実施主体	補助率
市費単独補助	<ul style="list-style-type: none"> ・営農に係る事業 ※ただし、パイプハウス、直売所等の施設は、共済保険等に加えること。中古品は、残存耐用年数が購入した日から2年以上ある機械・施設等（補助率は一律2/10以内）	<ul style="list-style-type: none"> ・認定農業者 ・認定新規就農者 ・中核農家 ・農業協同組合 	1/2 以内 1/2 以内 3/10 以内 1/2 以内
市費上乘せ補助	<ul style="list-style-type: none"> ・国の補助事業に採択された事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・中心経営体 	2/10 以内 （上限 200 万円）

6 地産地消の推進に係る助成

札幌市食料産業・6次産業化交付金事業（加工・直売事業） 農政課 Tel. 211-2406	
一次産業としての農林漁業と、二次産業としての製造業、三次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組を支援するため、加工・販売施設等の整備に対して交付金を交付します。（市を經由して補助金を交付する国の間接補助事業です。）	
対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> ・六次産業化・地産地消法に基づく認定（認定総合化事業計画）を受けた農林漁業者の組織する団体 ・農商工等連携促進法に基づく認定（認定農商工等連携事業計画）を受けた農林漁業者の組織する団体及び中小企業者
交 付 要 件	<ul style="list-style-type: none"> ・交付対象事業費に充てるために規定された資金の貸付又は出資を受けていること
交 付 率	交付対象事業費の3/10以内 ただし、次のいずれかに該当する事業は1/2以内 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村戦略に基づき実施する事業 ・事業計画の開始から2年以内に障害者雇用を行う事業
交 付 金 の 額 の 算 出	次のアからウまでに掲げる額のうち最も低い額の範囲内 ア 交付対象事業費に3/10（交付率が1/2以内の場合は1/2）を乗じて得た額 イ 交付対象事業費に充てるために貸付等を行う資金の額 ウ 交付対象事業費からイの額及び地方公共団体等による助成額を控除して得た額

7 農業金融制度

農業支援センター Tel. 787-2220

担い手農業経営者向けの農業金融制度があります。農協、銀行等の融資機関で相談対応することができます。

農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）	
効率的・安定的な経営体を育成するため、農業経営改善計画の認定を受けた農業者への優遇措置として、農地の取得、機械・施設の投資などの長期運転資金として融資するものです。	
対 象	認定農業者
融 資 機 関	日本政策金融公庫
使 途	農地の改良・復旧、農地の取得、農地等における賃貸借及び使用収益権等の権利金の支払、果樹等多年生草木の新植・育成等、家畜の購入・育成、農業経営の改善費用、施設等の改良・造成等、災害復旧・負債整理等
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ○貸付限度額＝個人3億円、法人10億円 ○償還期限＝25年以内

クイック融資	
500 万円以下の貸付けは、無担保・無保証により融資の可否を最速1週間で審査します。	
対 象	認定農業者
融 資 機 関	日本政策金融公庫
使 途	※スーパーL資金の融資条件と同じ（負債整理等は含まない）
内 容	○貸付限度額=500 万円 ○償還期限、金利などは、スーパーL資金の融資条件に基づきます。

青年等就農資金	
就農段階から農業経営の改善・発展まで一貫した担い手の育成支援ができるように融資するものです。	
対 象	認定新規就農者
融 資 機 関	日本政策金融公庫
使 途	施設の造成等、果樹等多年生草木の新植・育成等、家畜の購入・育成、運転資金等
内 容	○貸付限度額=3,700 万円 ○償還期限=17 年以内 ○金利=無利子

経営体育成強化資金	
認定農業者以外の担い手農業者に対して前向きに経営改善を行うための資金と、負債の償還負担を軽減するための資金との双方を融資する資金です。	
対 象	認定新規就農者など
融 資 機 関	日本政策金融公庫
使 途	農地等の取得、施設等の造成等、果樹等多年生草木の新植・育成等、家畜の購入・育成、運転資金の一部等
内 容	○貸付限度額=個人1億5,000万円、法人5億円 ○償還期限=25年以内

農業改良資金	
新作物の進出・加工や新技術の導入等にチャレンジする農業者を支援するための資金を融資します。	
対 象	農商工等連携促進法第4条第1項に規定する農商工等連携事業計画を作成し、認定を受けた農業を営む者等
融 資 機 関	日本政策金融公庫
使 途	施設の改良・造成・取得、果樹等多年生草木の新植・育成等、家畜の購入・育成、品種の転換、機械の取得等
内 容	○貸付限度額＝個人5,000万円、法人1億5,000万円 ○償還期限＝12年以内 ○金利＝無利子

農林漁業セーフティネット資金	
不慮の災害や社会的・経済的環境の変化、民間金融機関による対応が困難な不測の事態により、経営の維持安定が困難となった場合、経営維持安定に必要な資金を融通するものです。	
対 象	認定農業者、認定新規就農者など
融 資 機 関	日本政策金融公庫
使 途	災害（台風、冷害、干ばつ等）により被害を受けた経営の再建、行政指導（家畜の殺処分・移動制限等）、社会的・経済的環境の変化による経営状況の悪化等
内 容	○貸付限度額＝600万円 ○償還期限＝15年以内

農業近代化資金	
農業の担い手の育成を中心に広く農業経営の近代化に資することを目的とする民間原資の資金制度で、施設等改良・取得資金、長期運転資金として融資するものです。	
対 象	認定農業者、認定新規就農者など
融 資 機 関	農協等民間融資機関
使 途	農地の改良・復旧、果樹等多年生草木の新植・育成等、家畜の購入・育成、農業経営の改善費用、機械・施設の取得等
内 容	○貸付限度額＝個人1,800万円、法人2億円 ○償還期限＝資金用途によって7～20年以内

8 有害鳥獣対策に係る助成

「札幌市鳥獣被害防止計画」に基づき、鳥獣による農業被害防止対策を講じるため、電気柵の新設等に要する経費の一部を助成しています。

対象者	<ul style="list-style-type: none"> 札幌市の農業生産振興対策に寄与する生産者であって、札幌市が認める農業者（認定農業者・認定新規就農者・札幌市中核登録農家） 販売農家（経営耕地面積が 30a 以上又は農産物販売金額が 50 万円以上の農家） 農業協同組合 市長が認定した市民農園の開設者 		
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> 電気柵の新設 電気柵の機能向上のための更新 その他、有害鳥獣対策として適当と認められるもの 		
要件	<ul style="list-style-type: none"> 当該年度に本事業により農業用施設等を整備すること 受益地は市内の現に耕作されている土地もしくは事業計画書に記載する当該年度の耕作予定地とすること ※ 当該地以外を受益地に含めることで費用対効果の向上が見込まれる場合等については、この限りではない 		
	対象事業	交付率	上限額
	電気柵の新設	80/100	連続する3ヵ年の事業実施主体に対する補助金合計額が300万円を超えないもの
	電気柵の機能向上のための更新	50/100	10万円/年度
	その他、有害鳥獣対策として適当と認められるもの	30/100	10万円/年度
<ul style="list-style-type: none"> 当該年度における予算の範囲内において補助金を交付します。 事業実施年度の3月末日までに、本事業による農業用施設等の整備により鳥獣被害をどの程度防ぐことができたか、事業評価報告書を提出していただきます。 「電気柵の新設」の上限額は、令和6年度以降30万円/年度に変更予定です。 			